

2024年度輸送の安全に関する情報

有限会社北関東観光

1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、社長をはじめ全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

基本的な方針として・・・

輸送の安全の確保は全てにおいて最優先とし、関係法令・規則を遵守し、安全安心を第一に事業を行い絶えず輸送の安全性の向上に努め、常に見直し改善を行い、輸送の安全に関する投資を効率的に実施し安全に関する情報を積極的に公表し、お客様に信頼を提供します。

傾注する重要方針として・・・

- ① 「輸送の安全確保」がバス事業最大の使命であることを深く認識し、代表取締役及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力をすることが最大の責務である。
- ② 輸送の安全に関する法令・規則を遵守し、それを従業員一人ひとりが確実に励行する。
- ③ 組織一体になって、安全確保に不断の努力を傾注し、お客様の信頼に応えとともに、地域・社会の発展に貢献する。

2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

	24年度目標・達成状況	25年度目標
(1) 飲酒運転	0件 達成(0件)	0件
(2) 重大事故(事故報告規則2条)	0件 達成(0件)	0件
(3) 駐車場内事故	0件 達成(3件)	0件
(4) 有責物損事故	10件 未達成(20件)	8件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報(24年度)

件数 0件(死亡事故0件、重傷事故0件、軽傷事故0件、物損事故0件、事故報告書提出件数0件、康起因事故0件)自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生していません。

4. 安全管理規程

別添のとおり

5. 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

(1) 直近3年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況

有 無

(2) 直近3年間の民間指定機関における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況

有(〇〇年) 無

(3) ・ヒヤリ・ハットの収集分析を行うとともに対策を検討して掲示板等に張り、輸送の安全確保にけた意識の向上を図ります。

- ・交通安全運動期間中は事故防止運動を実施します。(春の全国交通安全運動、夏の事故防止運動、秋の全国交通安全運動、年末年始自動車輸送安全総点検)
- ・「デジタルタコグラフ」及び「ドライブレコーダー」の全車両搭載
- ・「貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス)」の認定を更新申請中

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙1「安全管理体制図」、別紙2「重大事故・異常事態・災害発生時の連絡体制図」のとおり

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況(直近年度)

- ・運 転 者に対する教育及び研修の実施回数 24年度 12回
- ・運行管理者に対する教育及び研修の実施回数 24年度 4回
- ・整備管理者に対する教育及び研修の実施回数 24年度 4回
- ・初任運転者に対する添乗実技指導 「別添 初任運転者教育記録」のとおり

初任運転者に対する添乗実技指導(本社営業所実績)

実施日程: 令和7年2月3日~12日

ルート: 熊谷市、秩父市、前橋市(赤城山)、渋川市(伊香保)

車種区分: 大型車

実技指導の具体的内容: 歩行者・自転車・車両が輻輳する市街地、隘路、高速道路、上り坂、下り坂及び夜間における安全な運転方法について具体的に指導

添乗者の指導歴: 指導歴23年

乗務員・従業員を対象とした集合教育年間計画、概要

- ・毎月安全運転目標(毎月1回ミーティング)
- ・安全教育(年3回)
- ・運転記録証明書を全社員分取り寄せ、指導教育に活用
- ・事故災害等訓練(12月)
- ・心肺蘇生法(AED含む)講習会(3月)
- ・タイヤチェーン取り付け講習会(1月)
- ・車両火災(消火器取扱いを含む)対応研修(12月)
- ・重大事故を想定した机上訓練を3月に実施
- ・事故惹起者に対し実技指導、座学指導を実施(随時)
- ・社長による現場巡視(毎月)
- ・内部監査員(取締役)による内部監査実施(1月) 等

8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

- ・ 内部監査の実施の有無 有・無
- ・ 直近事業年度における実施回数 1回（25年 1月16日実施）
- ・ 対象者 代表取締役社長、安全統括管理者 等
- ・ 監査結果 指摘有・指摘無

① フォローアップとなったもの

稼働状況がやや回復の兆しを踏まえ平時の運行管理体制への切替を速やかに敷き管理者から乗務員への指示をはじめ指導教育についても改訂箇所を確認し確実に安定した方針を起案、実行できたことです。

② 優秀事例等の抽出

経営者、安全統括管理者の「輸送の安全確保」の基本方針が全乗務員に浸透し、重大事故を起こさない事の継続に繋がったことです。

9. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 森戸 利一

社内での役職 取締役会長

選任年月日 2013年11月 1日

運転者	雇用形態	正規雇用	正規雇用以外		
		26人	0人		
	社会保険等加入者数	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		26人	26人	26人	26人
	平均勤続年数	9年			
	平均給与月額 の水準	正規雇用運転者	正規雇用以外 運転者		
		312,335	0		

10. 運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

※平均勤続年数は直近事業年度における正規雇用運転者が対象（過去に勤務していた他社の勤続年数は含まない）。

※平均給与月額の水準は運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額を基準額とし、直近の基準額と比較してA～Dの中から選択すること。

運行管理者及び整備管理者の人数	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
	12人	14人	4人	4人
内他業務（運転者等）の兼任者数	9人	14人	4人	4人

11. 事業用自動車に係る情報

区分	車両数	年式		平均車齢	ドライブレコーダー搭載車両導入台数	デジタル式運行記録計搭載車両導入数	ASV搭載車両導入台数
		最古	最新				
大型	23台	2007年	2017年	11.0年	23台	23台	15台
中型	4台	2015年	2017年	8.8年	4台	4台	4台
小型	4台	1999年	2019年	16.0年	4台	4台	2台

区分	主な運行の態様	任意保険の加入状況	
		対人保険補償額	対物保険補償額
大型	観光輸送(昼間)	(無制限)	(無制限)
中型	観光輸送(昼間)	(無制限)	(無制限)
小型	観光輸送(昼間)	(無制限)	(無制限)

有限会社北関東観光 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に

実施すること。

- 2 社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安

全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等の事前防止対策)

第十三条 安全統括管理者は、事故、災害等に備え事前に防止対策の検討及び実施について次に掲げる事項の具体的計画を協議、策定し実施する。

- 一 安全に関する年間目標及び年間計画に関すること。
- 二 運転事故、災害事故の分析及び事前防止対策に関すること。
- 三 内部監査の実施に関すること。
- 四 監査結果に基づく改善策に関すること。
- 五 社員の意識改革及び教育訓練内容に関すること。
- 六 情報公開内容に関すること。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条の2 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の

安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

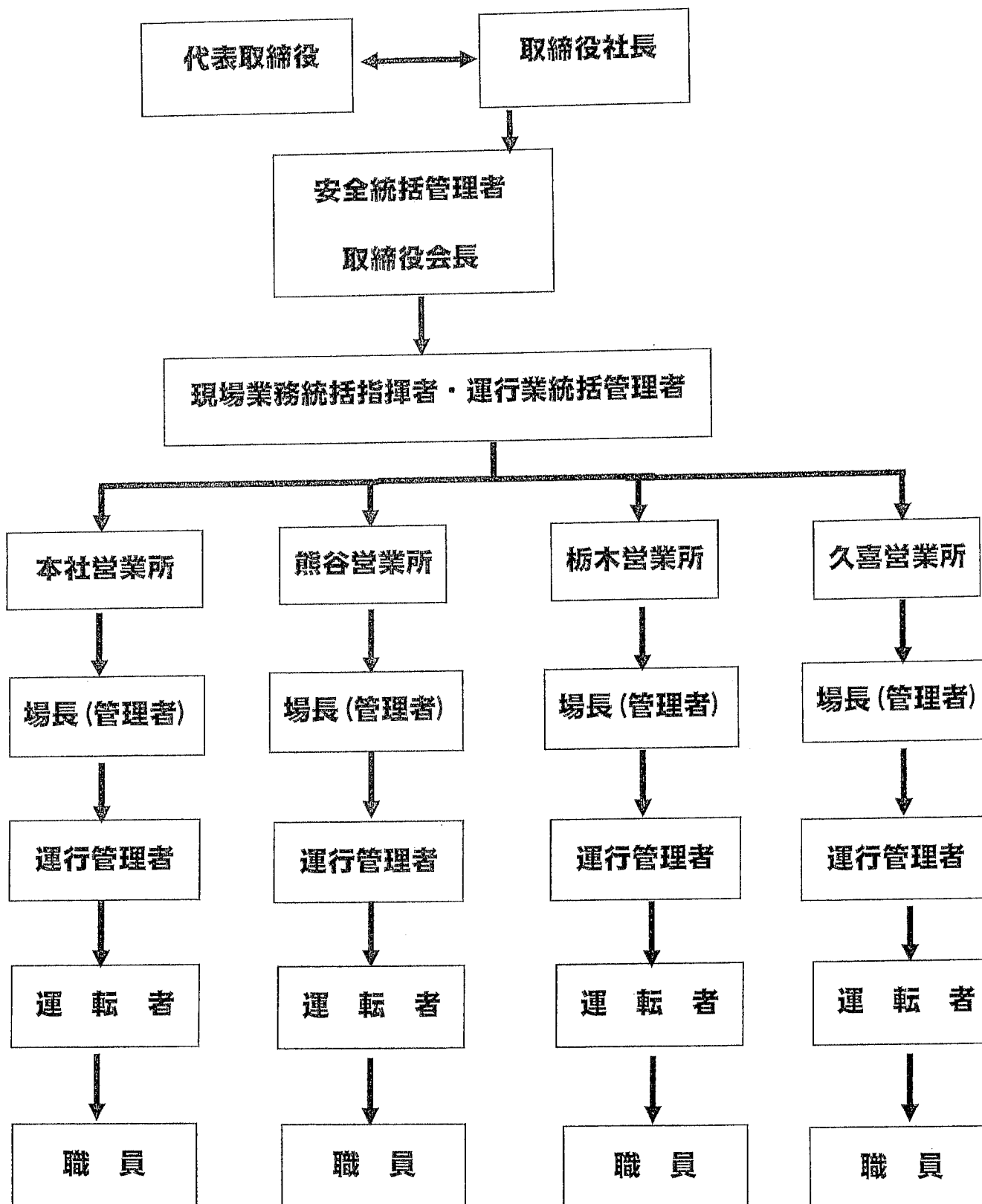
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

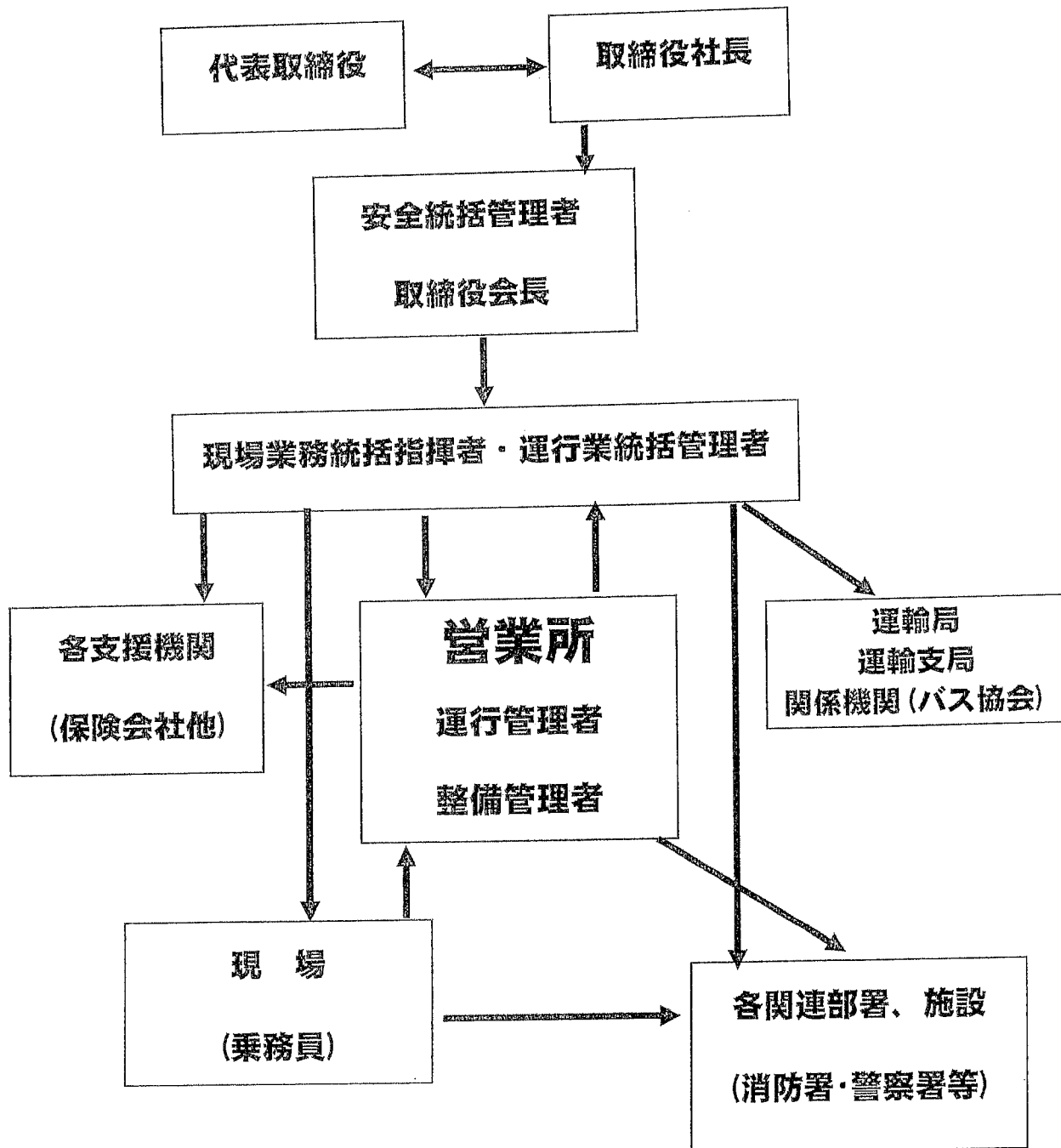
第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

運輸の安全に関する組織体制・指揮命令系統の組織図



事故・災害時等の緊急連絡体制



情報の記録及び保存方法

1. 輸送の安全に関する会議議事録【紙媒体での記録／保存期間 3 年】
2. 報告連絡体制、事故災害時等の報告【紙媒体での記録／保存期間 3 年】
3. 安全統括管理者の指示【紙媒体での記録／保存期間 3 年】
4. 内部監査の結果【紙媒体での記録／保存期間 3 年】
5. 経営トップに報告した措置【紙媒体での記録／保存期間 3 年】